

# 清代後期江南における雑捐と善堂

山 本 進

はじめに

乾隆の盛世が終わり一九世紀に入ると、清朝は一転してこれまでの放漫財政のつけに苦しめられるようになった。嘉慶白蓮教の乱に対する戦費支出を契機として国庫の銀備蓄は急減し、地方官は養廉を控除されながら虧空（財政の穴あき）の処理を強いられた。そこで元々地方行政経費の大部分を正額外の非法定的徴収によつて捻出してきた州県は、書吏や衙役を使つた人民からの陋規（各種手数料や臨時税・附加税など）の需索（収奪）をより一層強化し、省道府などの上級衙門も州県から饋送（上納）される規札（付け届け）への依存度を高めた。その結果民衆の負担は次第に増加し、租税制度の公平性・透明性は更に低下した。<sup>①</sup>

私はこれまで一九世紀中国各省における財政制度の硬直化と、同治―光緒年間の洋務派地方官僚による財政改革について検証し

てきた。江南について見れば、書吏・衙役による陋規需索は命案の相驗（殺人事件の検屍）や路斃浮屍（行き倒れ死体）の処理に関連したものが最も深刻であり、早くも嘉慶年間より郷紳層が検屍と埋葬の費用負担を主たる業務とする新型善堂を設置してこれに対処していた。その後同治八年（一八六九）江蘇巡撫丁日昌が陋規需索・規札饋送体系の大幅な革除を実施したので、検屍費用需索の弊害は終息した。<sup>②</sup>ただ前稿では財政改革以前の郷紳層による自発的需索防止活動を中心に議論を進めたため、丁日昌による上からの改革については地方的徴収の革除と省財政の形成を検証したにとどまり、他の財政政策にはほとんど触れなかった。また善堂について見れば、新型善堂に見られる地方行政経費支払い機関としての側面を強調する余り、その他の一般善堂と地方財政との関わりは論じなかつたし、商人層と善堂との関係についても触れることができなかった。総じて前稿は、善堂における同治財政

改革に先行した江南郷紳層の自主的運動としての側面に重点が置かれていた。

前稿で積み残した諸課題を解く手がかりとして、本稿では江南財政改革のもう一つの課題である釐捐問題を採り上げる。釐捐に對する明確な概念規定は史料上には存在しない。一般には広範な捐（強制的寄付）制度の中で商品や資産など定量化が可能な対象に釐という徴少な割合の臨時税を課するものが釐金・釐捐などと呼ばれている。釐捐については羅玉東の包括的專論がある他、これまで民衆運動や通商政策などの分野でもしばしば触れられてきた。しかしその財政史上の位置づけや評価は未だ確定していない。何故なら釐捐もまた錢糧と同様、正規課税の外側に様々な慣行的徴収を併存させており、後者の実態がほとんどつかめないからである。

釐捐は清朝財政の下では正額外の臨時税であり、その存在形態は時代や地域によって大きく異なる。百貨釐金や牙帖捐のように各省の釐金局によって嚴重に管理され、督撫財政に占める地位が高かった釐捐もあれば、州県で任意に徴収・運用される零細な釐捐もあった。前者はその由来や徴収方法が明確に規定されており、太平天国に對する軍事費や乱後の善後費の調達を主目的とし、従来の税制ではほとんど把握できなかった商品流通や商人を新たに

課税対象として組み込む役割を担っていた。これに對し後者は史料上にはほとんど姿を現さず、本論で詳述するように当時の為政者でさえ正確な知識を持ち合わせていなかった。このような雑多な捐制度を整理・分別する概念は存在しない。そこで本稿では便宜的に前者の基幹的・中核的釐捐を「釐金捐」と呼び、後者の雑駁で周縁的釐捐を「雜捐」と呼ぶことにする。本稿が検討の対象とするのは「雜捐」である。

同治―光緒期の洋務派地方官僚は、釐金捐を主たる財源の一つとして省財政を確立しようと企てた。しかし釐金捐に併存する各種雜捐をどう扱うかについては、意見が一致していなかった。本来なら雜捐も陋規や規札と同様に浮収と見なして禁止すべきだが、一旦雜捐が陋規や規札に代わって府州県財政に組み込まれてしまうと、その裁革は容易ではない。また江南では雜捐の中に慈善捐が含まれており、これを廃止すると善堂の運営が困難になる恐れが生じる。江南の善捐は既に道光年間には存在が確認されており、当初は同業組合からの任意の寄付であったと言われているが、善捐提供が恒常化すると商人層にとっては租税徴収と変わらない強制的支出となるだろう。財政改革の実施者としては商業活動を圧迫する雜捐はなるべく整理したいところだが、府州県財政や善堂経営を逼迫させることは角を矯めて牛を殺すにも等しく、地方統

治にとつて必ずしも得策ではない。それ故雑捐の処置については督撫層の中でも一貫せず、嚴禁論者と容認論者との間に大きな隔たりがあつた。本稿の目的は清代後期江南における雑捐や善堂に関する議論や政策を通して、洋務派官僚が目指した地方統治の在り方を解明することである。

- ① 鈴木中正「清末の財政と官僚の性格」『近代中国研究』二輯、東京大学出版会、一九五八年、佐々木正哉「咸豐二年鄧鼎の抗糧暴動」『近代中国研究』五輯、東京大学出版会、一九六三年、谷井陽子「道光・咸豐期外省における財務基調の変化——張集馨の生涯を軸に——」『東洋史研究』四七巻四号、一九八九年、岩井茂樹「中国専制国家と財政」『中世史講座』六巻、学生社、一九九二年、拙稿「明清時代の地方統治」『歴史評論』五八〇号、一九九八年、など。
- ② 拙稿「清代後期江浙の財政改革と善堂」『史学雑誌』一〇四編二二号、一九九五年。
- ③ 羅玉東「中国釐金史」商務印書館、一九三六年。
- ④ この分類はあくまで相対的なものであり、「釐金捐」と「雑捐」との間に一線を画する境界がある訳ではない。また事実上州県当局の裁量に委ねられている「雑捐」も、本来は「釐金捐」と同様督撫が管轄すべきものであり、運用制度に差異がある訳でもない。
- ⑤ 吉澤誠一郎は清末天津の都市雑業層に科派された房捐や舖捐など、本稿の基準では雑捐と呼ぶべき釐捐を「目こぼしの代価」と捉える（吉澤「清末天津における『捐』と都市管理」『社会経済史学』六三巻四号、一九九七年）が、首肯できない。吉澤は「都市社会の秩序は、居住の自由・営業の自由（住居の不可侵・私的所有権の保証）」とい

た包括的原理に支えられておらず、上記のような官との個別的互酬関係によって組み立てられていたのである」（四九頁）と断定するが、このようなパトロンクライアント関係が西欧や日本のような封建社会を経験しなかつた伝統中国で普遍的に見出せるのか甚だ疑問である。そもそも吉澤の言う「目こぼし」とは巡警のような下級官吏が国家に隠れて人民の違法行為を私的に見逃してやることであるから、その見返りが袖の下ではなく国家（都統衙門）が徴収主体である捐税だといふのは論理的におかしい。吉澤は捐を「堂々と支払われる賄賂」（三九頁）とも呼ぶが、同様に矛盾している。

- ⑥ 「中国釐金史」二三五頁。
- ⑦ 夫馬進「上海善堂と近代地方自治」（夫馬「中国善会善堂史研究」同朋舎出版、一九九七年、第一〇章）。

## 一 雑捐の叢生

釐金は公式には咸豐四年（一八五四）刑部侍郎雷以誠が太平天国に対する兵餉確保を目的として揚州府仙女廟鎮などにて商人より通過税・交易税を徴収したことを嚆矢とする。しかし同業組合などが地方行政経費を肩代わりする慣行は釐金制度の確立以前より存在した。例えば四川では、嘉慶白蓮教の乱を契機に戸行や舖戸に対する差務（物資や役務を提供させる徭役）の科派（割り当て）が繁重になったので、商人は同業者間の結束を強化して負担の均等化と忌避の防止を図った。咸豐六年に四川でも釐金の徴収が開始されると、差務は釐金付加税に収斂された。<sup>①</sup> また江南では、

既述の如く道光期より同業組合から善堂へ善捐が納入されていた。善捐は形式上任意であったが、商人がこれを拒むことは事実上困難であり、従って善捐が集まりにくい地域では善堂の董事が自ら資金を提供しなくてはならなかった。<sup>②</sup>

釐金を国税として確立した雷以誠も善捐の収集方法を取り入れた。彼は捐釐助餉の推進を訴えた疏で「前総督林則徐の一文願の法に仿い、米行に勸諭して米一石につき錢五〇文を提捐させ」と語る。<sup>③</sup> 林の文集には一文願法実施に関する記述は見当たらないが、例えば清末蘇州の碑刻に「一文善願を出し合い善挙を実施した」という記録があり、同治期の善挙資料集である『得一録』にも「同善会の経費は一文会式を参考にして戸毎に毎日一文を捐助させよ」とあるように、<sup>④</sup> これは善会善堂が民間より広く薄く資金を勧進する方法であった。

雑捐は本来善挙のための任意の寄付である善捐とは異なる租税の一種であるが、実際には両者は混同されていた。例えば蘇州の機業は同治三年（一八六四）蘇州牙釐総局・蘇城六門釐局に機捐（織機に課せられた釐捐）を徴収して餉需に充てることを願い出たが、同時に正規釐捐の他毎機毎月銀二錢五分を附加徴収して機捐徴収経費と雲錦公所起工・保息善挙・蒙養義塾のための経費に使いたいと請願して許可された。ところが同治一二年に正捐が減

額されたのに伴い、附加税である随機外捐も銀二錢に減らされ、善挙費用が捻出できなくなった。そこで光緒十一年（一八八五）職員管札銘らは毎機銀五分の増徴を願い出た。<sup>⑤</sup> この時機捐を徴収していたのは機捐公所であったが、蘇州牙釐総局は蘇城釐捐局に對し機捐公所による附加捐増徴の是非を審査させた。釐捐局は蘇州機業董事に照会し、董事らは機業職員管札銘らと協議したところ、機業には保息（貧困者救済）・蒙養（義学）の善挙はあるが助費・恤廢（寡婦救済）・恤孤（孤兒救済）は実施していないことを理由として、毎機洋銀一元の捐助一回限りと毎月毎機銀五分の恒常的支辦を承諾するという結論に達した。<sup>⑦</sup>

機捐は釐金捐の一種と見られ、機業組合が機捐公所と呼ばれる認捐公所を設けて請負徴収していたらしい。<sup>⑧</sup> その際公所は正捐以外に毎機毎月銀二錢五分を附加徴収することが認められていた。これは明らかに雑捐であるが、使用目的は機捐公所の経費と各種善挙経費であり、後者は善捐と言える。機捐附加雑捐は同治一二年正捐の減額に伴い二錢に減らされたが、光緒十一年機戸管札銘らの請願により二錢五分に戻された。恐らく彼は機業の善堂に深く関わっていた者であろう。このように善捐は税徴収に便乗した民間慈善団体による半強制的寄付集めであり、国家の取り分とはならないのであるが、釐金局は公私混同にもかかわらずその徴収

を許している。

さて江南の雑捐に関する史料は乏しいが、四川と同様商人に科派された差務を淵源とするようである。例えば上海布業公所の所有であった得月樓址に残る二本の碑刻によれば「布業公所は道光三〇年（一八五〇）供布の差務を命じられたので、協和公局を設けて董事を公挙しこれに当たられた。同治一二年供布は官辦となり、差務はなくなつた」とあり、道光末から同治末まで上海の布業組合に供布という差務が科派されていたことが知られる。

一方、民国『上海縣志』の布捐の項に付載されている光緒三四年（一九〇八）布業董事王豊玉らが商部及び江蘇巡撫に差し出した「請免供布津貼」という稟には、次のように記されている。

竊かに査するに、戸部緞疋庫項下の供京布匹は、向に吳県に帰し、文を奉じて飭辦せしめ、款は藩庫由り給領したり。粵逆擾亂し、蘇常糜爛したれば、経前升任藩憲劉、上海布業商董に諭飭し、松商の承領辦供と作為したり。応に需むべき運費・水脚等は、名づけて津貼と曰い、当に布商を集めて公議せしめ、稀套布匹内より抽提すべし。稀套二宗は、祇上海一隅の地のみに産す。匹毎に二文を抽取し、年ごとに約ね銀四五千兩を得たり。商辦商捐し、向には造報せず。嗣いで同治十年より、官辦に改歸したれば、津貼の一項は、布捐局に附

在して徵收す。其の款は上海道に転解し、藩庫に彙解す。各おの遵辦を経たること案に在り<sup>⑧</sup>。

要約すると、①旧来戸部が調達する緞疋庫項下の棉布は吳県の布商より採買され、代価は藩庫より支払われていた、②太平天国の擾亂により蘇州・常州が疲弊したので、江蘇布政使劉郇膏（同治二年二月―同治五年四月在任）は上海の布商からも棉布を買い付けるよう改めた。代価は従来通り藩庫より支払われたが、別途運費や水脚（共に輸送費）に名を借りた津貼（付加費）が科派されるようになった、③上海布商は特産品の稀布と套布に毎匹銀二文の釐捐を掛けて津貼を支辦したが、この釐捐は官に會計報告しないものであった、④同治一〇年に供布は官辦に移行したが津貼は存続し、上海道台を通して藩庫に送られた、となる。

①によると供布は本来朝廷で使用される高級布の採買（買い付け）であつた。民国『吳県志』にも「舖戸を選んで隨時三練等布を買い付けさせた」とある。②によると、同治初買付け先が上海布商に拡張された時、新たに輸送費の補填を口実として津貼という費目が追加され、供布という商行為は差務という公租公課に転化した。差務の出発点は先の碑刻史料とずれるが、仮に道光三〇年より始まつたとしても、本格的運用は太平天国終息以後と見てよいであろう。そして③によると、この差務は釐捐、

それも官に対する会計報告を必要としない、雑捐に近い釐捐という形で徴収された。これが布捐である。恐らく上海では碑刻史料の言う協和公局がこれを徴収したのであろう。碑刻史料では同治一二年の供布官辦化により差務はなくなつたと述べられていたが、④によれば同治一〇年の官辦化以降も津貼の徴収は続いたようである。上海では津貼は布捐局が一括徴収し、まとめて布政使に送られたらしい。

このように一九世紀後期の江南では供布（厳密には供布に付随した津貼＝輸送費補填）という差務が布商に科派され、布商は布捐と呼ばれる雑捐よりこれを支払っていた。上海における布捐の徴収は当初官の許諾の下で布業組合によつて行われていたが、同治末の供布廢止以降も、官は布捐局より直接津貼の徴収を続けた。なお布捐局は同治三年に開設されており、同治一〇年までは布業公所を介して布捐を徴収していたと見られる。<sup>④</sup>

ところが一九世紀末に至ると、蘇州や常州では布捐が減免され、上海との間に不釣り合いが発生した。民国『上海県統志』本文には「布捐。布疋の一項、滬地四郷の出す所を以て大宗と為し、蘇松通崇海より運來する者之に次ぐ。洋布・呢羽等の貨は、華商が松嘉湖等処に運銷す。認捐に属するに係わる。蘇杭近きは已に退認したり。件を按じて捐を報ず」とあり、布捐は洋布・土布を問

わず売買点数に応じて認捐（牙行や幫などによる釐捐の請負徴収）されていたが、後に蘇州・杭州では免除されたようである。

また王豊玉は前掲引用部分に続いて「惟査するに、蘇常兩府所屬の産布の常熟・昭文・無錫・金匱・江陰・武進・陽湖等七県の応に派すべき供布の津貼は、光緒二十四年経升撫憲奎の復奏せる酌減蘇省布捐摺片内に於いて、布捐は半ばを減じて徴収し、供布の水脚、津貼に敷らざれば、別に籌補を行へ等の語有り。是を以て歴屆解供せる蘇常各県の津貼は、俱に蘇牙釐局由り酌提せり」と述べており、上海以外で津貼を科派されたのは常熟など七県であつたが、光緒二十四年（一八九八）江蘇巡撫奎俊により布捐は半減され、七県が毎年藩庫に納付していた津貼は蘇州牙釐総局より上納されるようになったことが知られる。

蘇常の津貼は消滅したのではなく、引き続き牙釐総局から上納されたのであるが、布商から直接収奪されなくなつた。布捐は津貼と切り離され、徴収額も半減された。最初差務を支辨する目的で導入された布捐は、やがて差務とは無関係な定額の流通税へと変化したのである。

そして王豊玉の稟の趣意は、蘇常七県において布捐が半減されたのに上海では減額が認められないのは不公平であり、また近年洋布や新土布が市場を席巻し布商の経営が圧迫されているので、

上海でも蘇州や常州に倣い、毎月供布委員に供応する薪水錢五万九七〇〇文及びその輸送費（一〇〇〇文につき四文）を除いて津貼を廃止し、布捐も停免して欲しいということであった。彼の訴えは署江蘇布政使朱之榛によって却下されるが、商務總會が布政使瑞澂に呈請したところ裁可され、翌宣統元年（一九〇九）三月より免除された。

以上のように雑捐は正捐徴収経費の捻出や差務の支辦などを目的として設置され、民間善堂経費を含むこともあった。徴収方法は概ね同業組合による認捐であったが、舖戸より日単位で抽捐することも行われた。例えば下宝第は同治元年頃の江北の状況について「咸豐三年雷以誠の釐捐開始以来、指捐・借捐・畝捐・房捐・舖捐・船捐・卡捐・塩捐・米捐・板釐捐・活釐捐・草捐・蘆蕩捐・落地税などが設けられ、ここ九年間で一千万両以上徴収された」<sup>①</sup>「儀徴県では舖戸は毎日合計制錢三―四〇串を抽取され、畝捐・柴捐などと併せると総計約百万両にも達するが、稽查は絶えて無く、捐款の多くは私的に流用されている」と語っており、業種別雑捐の他土地や店舗に対する零細な雑捐が存在したことが窺える。

雑捐は正額外の会計監査が及ばない徴税を許す点及び善堂経費の徴収という公私混同を許す点で同治財政改革の主旨とは背馳し

ており、督撫は本来これを禁止すべきである。しかし善堂を行っている郷紳層は財政改革の支持基盤であり、また善堂の活動は部分的にであれ社会秩序を維持する役割を果たしていたから、郷紳層を敵に回し善堂の機能を低下させる政策はなかなか取り難い。特に布捐のようにそれが差務という地方行政経費の一部を補填する役割を担っている場合は、なおさら廃止が困難である。従って同治・光緒期の江南では、督撫の対雑捐政策は禁絶・制限と容認・利用との間で揺れ動いた。本章では布捐・舖捐を通して雑捐処分問題の行方を観察しよう。

① 抽稿「清代後期四川における地方財政の形成——会馆と釐金——」  
『史林』七五卷六号、一九九二年。

② 夫馬進「杭州善堂連合体と都市行政、ギルドおよび国家」（『中国善堂史研究』第九章）。夫馬はこれを「善堂の徭役化」と呼び、徭役化した杭州善堂共同体モデルと自立性の高い上海同仁輔元堂モデルとを拮定している。ただ夫馬も認めるように、大部分の善堂は杭州型であり、上海型は極めて例外的存在であった。

③ 雷以誠「請推広捐釐助餉疏」咸豐四年三月（『皇朝道咸同光奏議』卷三七、戸政、釐捐）。

④ 『明清蘇州工商業碑刻集』一江蘇人民出版社、一九八一年、一三七―一四〇頁、「三義公所置買房基興辦善堂碑」光緒十九年九月二九日、  
「吳興為梳妝公所公議章程永守勿改碑」光緒二十一年四月二日。

⑤ 余治「得一録」卷一之一、同善会章程、倡会擬言  
捐助必經集議。俟衆議妥協。然後勸募市中。須照一文會式。挨戶

日捐錢一文。

- ⑥ 「江蘇省明清以來碑刻資料選集」生活・讀書・新知三聯書店、一九五九年、一五〇一六頁、「長元吳三鼎為機業公議按機抽捐辦理同業善拳諭各機戶踴躍捐輸母許地匪游勇借端滋擾碑記」光緒十一年二月。

- ⑦ 同右、一七頁、「蘇城盤捐局長元吳三鼎為機業創辦善拳經費規定每月由機捐公所抽捐禁止匪勇滋擾碑」光緒十一年二月。なお蘇城捐盤局とは蘇城六門盤局のことである。

- ⑧ 認捐公所については「中國盤金史」一一二頁、参照。

- ⑨ 「上海碑刻資料選編」上海人民出版社、一九八〇年、二〇三―二〇四頁、「重建布業得月樓綺藻臺碑」

自道光三十年庚戌。承辦供布。奉憲設協和公局。……迨同治十二年甲戌。供布統歸官辦。事簡人稀。

同右、二〇四―二〇五頁、「布業先輩姓氏碑」

自道光三十年。始有供布差。議奉商董承辦。兼管業中事務。……自同治十二年。供布事歸官辦。奉大部准免商辦後。公所事宜。議以司董經理。

- ⑩ 民国「上海県統志」巻七、田賦下、雜稅、盤捐、布捐、附録請免供布津貼案略。

- ⑪ 民国「吳県志」巻四九、田賦六、採辦、布

年額採辦三線等布。向由吳県選舖領辦。此係奉部隨時派辦。向無定數。

- ⑫ 民国「上海県統志」巻二、建置上、各局

布捐局。初設租界三洋涇橋。同治三年開辦。……專捐各路及浦東等處土布。

ここで言う布捐局は盤金局の一種であるから、その收支が同治一〇年まで会計報告されなかつたというのはおかしい。従って布捐には正款と雑款とが存在し、報告義務のない雑款が布業公所によって集められ、

津貼に充てられたとも考えられる。しかし県志布捐の項の注に「光緒末。短絀裁併」とあるのは請免供布津貼案に記された宣統元年からの布捐停止を意味するはずだから、布捐とは津貼捻出のための雑捐そのもので、別に正款布捐がある訳ではない。とりあえず布捐は単一のものとして理解しておく。

- ⑬ 「下制軍奏議」巻一、「奏各省軍務亟宜嚴實以杜侵漁並陳揚州江北捐務情形摺」、「奏請飭查江北捐務附片」。

## 二 舖捐・布捐改革

太平天国期の江南では軍事費調達を名目として各種の雑捐が賦課された。同治三年に反乱は終息するが、雑捐の多くは継続して徴収された。その禁止に手を着けたのは財政改革を指揮した丁日昌である。

丁日昌は同治六年（一八六七）二月江蘇布政使に就任し、同年一二月には江蘇巡撫に選り、同治九年六月まで在任したが、三年余の間雑捐禁止の命令を度々下している。就任早々丁は鎮江府に札飭を下して「牙盤局（蘇州牙盤總局）からの咨によると、丹陽県では城廂舖捐の他航船捐・牛猪捐・米豆捐・行戸捐・石灰捐・洋藥捐などを徴収しているとある。本職が見るに、丹陽の腐敗が最もひどい。特に牛捐については、県は売買者からは捐を徴収していないと称するが、牙盤局の言うように牙行が捐に名を借りて

私腹を肥やしているはずである。そもそも復興途上であるのに、牛に捐を課すとは何事か」と叱責し、署丹陽県知県金と前署知県張の処分を命じた。<sup>①</sup> 牙盤局の咨には「署丹陽県金令の稟によると、同県では前任の沈・張両署知県時代より行舖市捐を徴収して公務に充てており、自分も旧例に従って実施している。零細の小戸は捐を免除し、増徴はしていない。牛捐は牛行が行用（仲介手数料）より一頭当たり錢二〇〇文を納めているものであり、売買当事者（である農民）からは徴収していない、などと述べる」とあり、農民や零細都市民を除く行戸・舖戸の全てに捐が割り当てられていたらしい。丁が糾弾したのは行舖捐だけではなく、航船捐などの濫設、特に農業生産の手段である耕牛の取引に対する捐の徴収であった。<sup>③</sup>

次いで丁は牙盤局を通して候補知県温に丹陽県の調査を命じた。温の報告によると「丹陽では太平天国の克復後、歴任の沈・張・金知県が城市郷鎮に丁役を多数派遣し、行舖捐を収取して行政経費を補填してきたが、捐票は発給していない。現在県城内外には大小併せて五―六百戸の行戸・舖戸がいるが、この内百数十戸は捐を免除し、その他には貨捐（牛捐・猪捐・雜糧捐など）と日捐（毎戸毎日一〇文―三〇〇文）を科派している。牛捐は漸く金知県が出示して停止したが、猪行はまだ捐を徴収している」などと

あり、太平天国後の善後経費補填を目的として、県内の商業従事者に幅広く捐が賦課されていたことが知られる。<sup>④</sup>

その後丁は督撫に対し「この捐の出所を調べたところ、丹陽県が回復された直後公費が捻出できなかったもので、同治三年署知県沈化誠が巡撫のお許しを得て市捐を試行し、商業の復興を俟って牙盤総局の徴収に帰そうとしたものでした。ところが金署知県は同治四年八月の引き継ぎから今まで約二年間、何故これを隠して報告せず、総局の徴収に戻す申請もしないのか、魂胆はさっぱり解りません。ただ丹陽は目下疲弊しており、これまで錢糧を徴収せず、また経費の支給も願ひ出ず、専ら市捐で経費を賄っており、また金署知県が市捐を唱えたのでもありません。何か事情があるのでしよう」と報告している。<sup>⑤</sup> 行舖捐は市捐とも呼ばれたが、牙盤局の統制を受けない丹陽県の特例として徴収され、同県の行政経費に充てられていたことから、雜捐と見なして良からう。但し丁は丹陽の財政事情を踏まえ、金署知県がそれを私収したか否かについては判断を控えている。

丁日昌が全省規模での舖捐改革に乗り出すのは江蘇巡撫就任後の同治七年からである。同治七年閏四月二四日両江總督曾國藩から上海各業商民による釐捐減免請求への対応策について諮問された丁は「昨年冬東捻が平定された時、總督と協議して江蘇省の釐

捐を減免したが、西捻が直隸に侵攻したので中止した。捻軍が掃討されたら直ちに改革に取りかかりたい」と回答し、<sup>⑥</sup> 釐捐の削減に強い意欲を示した。

この時革除の対象となったのは、釐金捐ではなく雑捐であった。丁はまず「蘇州牙釐総局の舖捐は、収入は低調であるのに委員・董事の俸給や事務経費は削減することができず、餉需に役立たないばかりか人民をも損なっている。各郷鎮の店舖商民は私が（天氣回復の）祈禱から帰ってきた時、輿をさそぎって舖捐の免除を泣訴したが、その情は誠に痛切であった」として蘇州牙釐総局管下の舖捐の全廃を會に具申した。これにより牙釐総局が糧台へ送る餉銀一万兩が不足するが、丁は布政使と協議して藩庫より同額を補填する了解を得ている。<sup>⑦</sup> 會も丁の案を承認し、同治七年六月一日から蘇州釐局の舖捐を全免する決定が下された。<sup>⑧</sup>

丁が舖捐廃止の根拠として強調するのは、徴税の非効率性・不公平性である。彼は「卡捐は（釐局の）委員が主体となつて徴収するが、舖捐は（認捐公所などの）董事が經理するので、彼らが恣意的徴収を行うと、その被害は最も深刻である」「行戸はもし元手を損じるようであれば取引を行わない。取引を行わなければ釐金を払う必要はない。しかし舖捐は取引の有無を論ぜず、一日店を開けると一日の釐捐を取る」と述べ、<sup>⑨</sup> 同業組合の董事が

私的収奪を働く余地があることや、開店休業状態でも一律に徴収されることを舖捐の欠点として挙げている。

一方これを聞いた松滬捐釐総局は「蘇局の舖捐は既に廃止が決定したが、滬局の房市・坐賈・空船の捐も商民の苦累となつている」と訴え、その全免を求めた。これに対し丁は「滬局の房市・坐賈・空船は蘇局の舖捐と同じものであり、異なつた対応はできない。近日蘇松太道宬宝時・署蘇州府知府剛德模は、坐賈などの捐は利益が少なく弊害が多いので、早急に廃止して流通を活性化すべきであると提言している」として、松滬総局の「舖捐」も廃止するよう會に具申した。<sup>⑩</sup> これより先宬宝時はたまたま公用で蘇州に来て、丁に「松滬総局の舖捐は蘇州総局のそれより更に少ないので、一緒に裁去すべきではないか」と打診した。しかし丁は欠額を補う財源がないので即断を避け、鳳皇山の團勇（民兵）訓練費を半減して補填する策と併せて會に申請したようである。<sup>⑪</sup> 同治七年六月一二日會から松滬捐釐総局の釐捐削減案を批准する旨の通達を受けた丁は、滬局に対して房市・坐賈などの舖捐を停止し、委員を派遣して状況を調査するよう指示した。<sup>⑫</sup>

舖捐や房市・坐賈・空船等捐は釐金局の統制を受け、餉需の一翼を担っていた。しかしその徴収形態から考えると、釐金捐に類別するよりはむしろ雑捐と呼ぶべきものであつたと思われる。丁

や會は百貨盤捐や牙帖捐など物流や商人の規模に即した捐よりも、課税形態が大まかで不公平が生じやすい捐を廢止すべきだと判断した。同治財政改革で目指されたのは、賦税の減額、地方的徴収（陋規需索・規札饋送）の革除、流通課税の拡大であったが、流通税自体にもできるだけ中飽を排除すべきだという原則が貫徹されたのである。

こうして舖捐は江蘇省で一律に停止された。ところが州県官や書役は時としてこれに反し、密かに舖捐を徴収した。それ故丁は舖捐停止告示以後もその徹底に苦心している。蘇州府崑山県では舖捐停止の後も、不肖の書役が城隍廟の修理を名目として日捐を徴収しており、民衆は毎日五文から二―三文を、舖戸の場合は一〇文から七―八〇文を負担しているとの報告があり、丁は布政使に命じて首謀者・徴収時期・強制の有無を調査させている。<sup>⑬</sup>その結果同県書差賂文柄による私的科派であったことが判明し、丁は事実を察知できなかった署知県を嚴重注意している。また宝山県知県の稟によると「同県典史が調査したところ、羅店鎮では舖捐停止の後、修理廟宇捐を勝手に科派していた。既に徴収した五〇二千文余は直ちに県に提出させたが、この錢は典史に預託して利息を生ませ、同鎮の義塾經費に充ててはどうか」とあり、丁はこれを承諾しながらも「該県の政務は簡潔であるのに、何故知県

はかかる地方の要事を自ら調査せず、典史に委託するのか、実に不可解である」と不満を漏らしている。上海県でも房捐・舖捐・商捐などが一部で見つかり、丁は応宝時に調査させている。<sup>⑭</sup>

舖捐を私収していたのは書役だけではない。地方官が違法に舖捐を科派し、これに便乗して書役が陋規を貪る場合もあった。丁が徐州府碭山県に下した批によると「該県の勇丁既<sup>す</sup>に裁撤したれば、収むる所の店舖盤捐は、数の多寡を論ぜず、応に即ちに一概免繳し、以て民困を甦らしむべし」とあり、その加函には「地方官の養勇に藉りて名と為し、私かに自ら盤捐を抽取するは、最も弊政為り。蓋し公捐は則ち某貨の応に抽すべき若干、尚お一定の章程有り、其の手を高下するを致さざれど、私捐は則ち門閥・書差・劣董の經手するに由り、意を肆に訛索し、得賄の厚薄を以て捐数の多寡を定むれば、中飽の中に又中飽有り」とあるように、碭山など一部の州県は團勇の訓練に仮託して舖捐を勝手に抽取し、更に徴収業務を請け負った門番・書役（公所や善堂などの）董事が恣意的に収奪するので、該地の人民は二重の中飽に苦しめられていた。丁は加函で「現在蘇滬の舖捐は業<sup>す</sup>に全裁されしも、崇明・如臯・江甘（江都・甘泉）等処は、善後局に藉りて名と為し、仍私抽を行えば、亦復分別して裁撤嚴辦せよ。惟徐海（徐州府・海州）等処は耳目の及ばざる所為れば、儻<sup>し</sup>公に委員の徐海

に赴く時有らば、其の便中に（ついでの方に）密査するを折囑せよ」と命じている。<sup>⑮</sup>

舖捐の革除に続き、丁は布捐の停免に着手した。彼が布政使・牙釐局・常州府へ下した「札飭停免常州布捐」には次のように記されている。

査するに、蘇省牙釐局所属の各処の城郷市鎮の舖捐は、已經に全て裁撤を行い、曉諭を頒示したるに案に在り。此の項の布捐は、既に行莊由り捐提したること、核べたるに舖捐と異なる無し。応に即ちに一併停免し、以て公溥を昭らかにすべし。惟開辦の時より前、曾て該府に拠るに、向に是の項の釐捐は、善堂に歸して費に充てしこと有るを以て、暫く収めて賑粥と作すを請い、将来粥廠停撤すれば、応に抽収して款に充つを另議すべし等の情、稟明して案に有り。誠に恐る、官に在りては停収したるの後、復た善堂の紳董収取する有るを。該地方の官紳抽捐を准さずとは、早に明文有り。此次の裁免の後、即ち常郡の善堂は、亦抽収して費に充つを別議し、擾累を滋すを致すを准さず。<sup>⑯</sup>

丁の認識によると、布捐は舖捐と同じ性質のもので、既に蘇州牙釐総局の舖捐が全廃されたからには、当然布捐も停止すべきであるとする。ところが常州府知府は、布捐を善堂に歸して暫

く粥廠（粥の炊き出し所）運営経費とし、将来粥廠が廢止されたら布捐を財政に組み込むべしと稟請した。これに対して彼は「地方官紳の抽捐行為は禁止する」という法令に従って提案を許可せず、改めて常州府に札飭を下して、布捐禁止の徹底を図ったのである。

前章で確認したように、布捐は供布という差務の津貼であり、同治後期に供布が官辦化された後も、布捐の徴収は続けられた。しかし上記の札文によると、丁は蘇州牙釐総局管下州県の布捐を一律停止しようと試みたようである。因みに彼は松滬捐釐総局管下州県の布捐についても禁止を命じていた。太倉直隸州崇明縣鎮では布莊（棉布問屋）より徴収される布釐の内毎疋銀九毫を控除して運河浚濬費用として備蓄していた。そこで丁は、河工が完成した後全ての布釐を廢止し、決して舖捐を殘存せしめないようにと指示した。<sup>⑰</sup> 彼は別の札で、現在舖捐は均しく撤廢されたので、崇明の布釐も一律に免除せよと訓辭している。<sup>⑱</sup> 滬局での布捐禁止以後も崇明では布釐や布釐に付加された河工経費の徴収が続いたので、丁はあらためて禁止の徹底を命じたのである。

丁の布捐改革で注目されるのは、第一に、善堂が布捐の徴収に関与していることである。布捐は布業公所がとりまとめて布捐局に納めていたはずであるが、公所は布商から善堂経費を付加して

規定より多めに布捐を徴収していたのであろう。従つて札文にある善堂とは、布商と関係の深い善堂か布業組合が運営する善堂であると推測される。布捐であれ鋪捐であれ大部分は同業組合が認捐していたから、公所や善堂の董事が捐を名目に附加徴収を行う余地は充分あつた。逆に善堂董事の側からは、釐捐の強制力に便乗しなければ自発的善捐などほとんど集まらないと思われていたであろう。このように雑捐と善捐とは重なり合う部分が非常に大きかつたのである。

注目される第二の点は、地方官である常州府知府が布捐を善堂の資金に転用すべきであると積極的に進言していることである。

丁は札筋の末尾で「布捐より支払っている没落した名家の婦女への毎月の給付銭は他から確保できないか、また支給を停止できないか、書院の経費は他から確保できないか、調査して報告し、決裁を請え」というやや唐突な命令を下している。おそらく従前より恤廢や書院などに半ば公然と流用されていた布捐が停止され、資金源を失つた善堂の董事が知府に泣きついて、善堂経費として布捐を存続して欲しいと願ひ出たのであろう。賑粥であれ恤廢であれ民間善拳の拡大は官の行政負担を軽減することにもなるから、知府としても彼らを支援するのは得策だと判断し、善拳経費の補填を目的とした布捐の活用を提言したのであろう。

しかし丁は善拳がもたらす利点より中飽（中間搾取）を惹起するという欠点を重視した。札に添付された加函の中で、鋪捐・布捐の弊害について「蓋し鋪捐は董事を用いざる能わざれど、郷党の自愛せる者は、皆董事と為るを肯んぜず。而して董事と為るを甘心する者は、必ず皆郷曲に武断し、心術甚だ問う可からざるの人なり。因りて而して公に仮りて私を営み、其の手を高下せん」と述べられているように、彼は公所や善堂の董事を租税の中間搾取者と見なしていた。

布捐に対する丁と知府との間の認識の隔たりは、当時の善堂の二面的性格を反映しているものと考えられる。すなわち善堂は善拳を通して在地の社会的再生産に貢献するが、その経済的基盤は民間の自発的寄付ではなく、主として釐捐に仮託した中飽であつた。善堂を支持することは、結果的に董事による中飽を拡大することにもなりかねない。省権力による財政の集権化を企図していた丁は、釐金局の委員が直接徴収しない鋪捐や布捐を禁止して、雑捐の陋規化、董事の書役化を阻止しようとした。しかし常州府知府のように善堂の役割を肯定的に捉える地方官僚は少なくなつた。

常州府における布捐問題が如何なる経過をたどつたかについては、光緒末の布捐改革論争においても争点の一つとなっている。

まず光緒二四年（一八九八）御史徐士佳は「落地布捐は同治六七年より始まり、他省にはなく江蘇省にのみ存在する。この内武進・陽湖二県の布捐は、同治七年夏曾國藩がこの地を通過した時、紳士らが示禁を稟請したので、一律に裁革することが図られたが、曾の直隸総督への転任により実現しなかった。願わくば同治七年六月常州府知府が下した示禁に照らして、再度布捐を禁止されんことを」と主張した。<sup>23</sup>しかし布捐の開設は同治三年頃であること、布捐の廃止を直接命じたのは丁日昌であること、紳士層は布捐の存続を求め常州府知府も同調したことなどの諸点は、本論で得られた知見とは異なっており、徐の説は信頼できない。

続いて同年江蘇巡撫奎俊は「徐士佳が言う落地布捐とは、実は産地布捐の誤りである。産地布捐は常熟・昭文のみにあり、無錫・金匱・江陰三県では布行や布莊よりそれぞれ認捐させている。毎年の徴収数は錢一万串以下であり、かつては司庫に備蓄され、供布の津貼に充てられていた。ところが武進・陽湖二県では、同治七年巡撫丁日昌が布捐を停免した。次いで同治九年、紳董が書院の資金不足を口実に両県で売買される布疋から抽捐することを請願し、布政使・釐金局の協議により裁可された。そこで同治一三年三月より、府から委員を派遣して紳董と共同で抽捐を再開し、これを書院の経費に充てた。現在でも布捐は停止されておらず、

地方公用に充てられている。そこで本年八月より布捐を半額に減らし、輸送費が不足すれば別途資金を捻出して補填せよ」と唱えた。<sup>24</sup>産地捐・落地捐論争や布捐科派對象州県の限定については史料の裏付けを欠くが、武陽両県での布捐復活の経緯は丁の札とも概ね符合し、また王豊玉の「請免供布津貼案」も布捐半減の功を奎に帰していたから、奎の説は概ね事実に近いと考えられる。奎の疏を丁の札と重ね合わせると、丁が布捐を禁止したのは同治七年、常州府知府の布捐復活提案に対し禁止徹底の札飭を下したのは同治九年（六月の江蘇巡撫離任以前）であろう。そしておそらく丁の離任により復活要求は裁可され、同治一三年より抽捐が再開されたと考えられる。

徐士佳の奏を受けた光緒帝は、光緒二五年三月二十七日江蘇巡撫德寿に供布の調査を命じた。署蘇州布政使陸元鼎は調査の結果を新任の江蘇巡撫鹿傳霖（光緒二五年六月～光緒二六年八月在任）に報告し、鹿から上奏された。それによると「江蘇省は例として供布が科派されており、古くは呉興が布商を督率して承辦した。輸送費の不足も布商が補填した。咸豊一〇年以前は蘇州布商と松江布商が分担して支辦していたが、兵燹以後蘇州布商は誰も支應できなくなり、供布は中断した。同治四年蘇州の布業は職員戴權を公挙して董事に充当し、蘇州府九県の布莊・布店より毎疋錢二

文を提捐させて供布を補うことを決議した。同治六年戴は無錫・金匱・江陰三県に所属し常熟・昭文と隣接している郷鎮に布捐がないのは不公平だとして、常昭に倣つて抽捐することを請願した。同治一〇年戴は五年分の供布八万疋を認辦し、三県より提捐を受けたが、それでも供布を支辦することができなかつたので、戴は董事の任を退き、供布は官辦化された。同治一三年以後は捐票を發給して毎疋二文を徴収し、産地布捐と名付けられた。常昭兩県では就地收捐し、錫金江三県では布行・布莊に認捐させた」とある。<sup>⑧</sup>陸報告によると同治四年の津貼開始より同治一〇年の供布官辦化まで、蘇州の布業は董事戴權を通して布捐を集め、供布を支辦していたことが窺える。しかし同治七年の布捐禁止と九年の復活については記載がない。ただ徐疏・奎疏と重ね合わせると、布捐が科派されたのは概ね蘇州府の常熟・昭文二県と常州府の武進・陽湖・無錫・金匱・江陰五県に限定されていたようである。なお滬局の布捐については、三者とも触れていない。

上記三史料が布捐に関して無知や矛盾を露呈しているのは、雑捐が当時の官僚でさえ充分把握できない程在地性が強かつたからであろう。唯一共通するのは、光緒二四年まで布捐の徴収が続いていることである。丁日昌の布捐改革は結局成功しなかつたのである。

① 丁日昌「滬吳公牘」卷六、「札鎮江府署丹陽吳金令并前署吳張令」四月二四日。

② 同右、「附抄牙盤局咨」四月二〇日文到。

③ 金知鼎は「牛捐は行戸が手数料収入の中から支払う商業税であり、農民には負担をかけない」というが、牙盤局や丁日昌は「牙行が手数料に牛捐を上乗せするばかりか、牛捐に名を借りた私収を行う（牛捐分以上に手数料をつり上げる）ことは自明である」と批判する。

④ 「滬吳公牘」卷六、「咨會丹陽金令私收捐款核明參辦」五月一八日、「附抄温令繪粟」五月一八日文到。

⑤ 「滬吳公牘」卷六、「稟委查丹陽金令私收捐款辦請撤參」五月三日。

⑥ 丁日昌「滬吳公牘」卷六、「督院咨各業商民求請減免釐捐咨行飭議由」。

⑦ 「撫吳公牘」卷二三、「咨爵閣部堂裁撤蘇局所屬鋪捐」。なおこの年蘇州は水災を被っている。

⑧ 「撫吳公牘」卷二三、「會銜裁撤鋪捐告示」。

⑨ 同右、附函

且卡捐尚有委員作主。鋪捐則係董事經理。高下其手。受害尤深。……況行商儻若虧本。生意即可不做。生意不做。釐金即可不完。鋪捐則無論有無生意。但開一日店。即要一日釐。

行商の例が挙げられていることから、鋪捐は鋪戸だけでなく行戸も対象とするものであつたと考えられる。おそらく鋪戸捐と行戸捐を総称して鋪捐と呼んでいたのであろう。また同文には「現予子水・筱舫熟商。皆言鋪捐局費最鉅。民捐十文。公家不得五文之用」とあり、鋪捐の徴税効率は五割に満たなかつたとも言われている。

⑩ 「撫吳公牘」卷二二、「松滬捐釐總局稟奉飭減釐大概情形並覆月撥各餉可以節省若干無從查悉由」。同右、卷二三、「咨商減免滬局房市坐

賈空船各捐<sup>①</sup>

五月二十八日。撫松滬捐盤總局稟稱。奉飭減盤。將滬局大概情形。先行稟祈示遵等情。到本都院。據此。查蘇屬舖捐。業經本部院會同貴爵閣部堂出示。於六月初一日起裁免。拋棄房市・坐賈・空船各捐繁擾。於商民尤為不便。擬將此三項。一律全免。……查蘇屬舖捐既裁。則滬局之房市・坐賈等捐。事同一律。未便歧異。日間復拋應道・廟道等函稱。坐賈等捐。利少弊多。若早行裁撤。市路可望流通。稟請早為免示等因。

① 前註⑨、附函。

② 「撫吳公牘」卷一五、「督院咨覆滬局減盤大概情形」。

③ 「撫吳公牘」卷一四、「密查崑山城隍廟捐查明何人為首由」。

④ 「撫吳公牘」卷一六、「蘇司詳復崑山私捐邑廟經費一案由」。

⑤ 「撫吳公牘」卷一四、「羅店鎮私取廟捐撥入義學催查捐款章程」。

⑥ 「撫吳公牘」卷一七、「上海縣稟紳董議呈義倉積穀章程錄送請示由」。

⑦ 「撫吳公牘」卷一九、「批錫山縣詳舖盤停止並將所雇之勇裁撤由」。

⑧ 「撫吳公牘」卷四九、「札飭停免常郡布捐」。

⑨ 「撫吳公牘」卷四九、「松滬盤局會稟崇明布捐查議章程焯併各局兼辦由」。

⑩ 「撫吳公牘」卷四九、「松滬盤局詳崇明布盤應否准予免請示由」。

⑪ 前註⑩、「札飭停免常郡布捐」。

至此項布捐內抵支之世族貧寒婦女月給錢文。能否另籌。抑即停給。其書院經費。應如何另行籌濟。並飭。即察酌妥議。分案稟請核奪。

⑫ 同右、加函。

⑬ 徐士佳「請禁江蘇落地布捐疏」(「皇朝道咸同光奏議」卷三七、戶政、盤捐)。

⑭ 奎俊「查明江蘇產地布捐請酌徵收疏」(「皇朝道咸同光奏議」卷三七、戶政、盤捐)。

⑮ 「中國盤金史」一三五頁、第四三表によると、盤金雜款の一つに土布捐があり、これは常昭土布より抽する所の特捐であると記されている。しかし無錫・金匱・江陰の捐や武進・陽湖の捐との関係は解らない。丁日昌や上海縣志の編者は一概に布捐と称しており、本稿もそれに従う。

⑯ 鹿伝霖「查禁蘇州俱布津貼疏」(「皇朝道咸同光奏議」卷二七、戶政、賦役)。

三 雑捐改革の挫折と善堂

同治後期江蘇省では丁日昌により舖捐・布捐の改革が実施されたが、これに倣う地域は現れなかった。それどころか江西省のように、善堂を育てるため雑捐に似た善捐を創設した地域もある。

咸豐十一年二月から同治四年五月にかけて江西巡撫の任に在った沈葆楨は、州県官に育嬰堂の設置と六文会の実施を積極的に働きかけた。同治「南昌縣志」によると、同治二年(一八六三)

巡撫沈が自ら養廉を寄付して育嬰局を開設し、紳士に経費を捐輸させるとともに、富戸に六文願費を三年間捐輸させたとあり、同治「鄱陽縣志」によると、同治六年知県陳が錢五〇〇串を捐資して育嬰堂を設け、牙行や店舖より毎月六文会・一文会の捐銭を出させて、これを紳士に管理させたとある。また同治「瑞昌縣志」には、同治八年巡撫劉坤一が六文会保嬰章程八条を頒布したとあ

り、同治『南康府志』には、同治一〇年二月劉坤一が溺女（女兒の間引き）禁止を布告したので、知県狄が紳耆を招集して六文会を実施させたところのように、後任の劉坤一も沈の政策を引き継いだ。

六文会とは前出の一文善願と同様、毎月銭六文を一股として民衆より寄付を集める善会のことであり、出捐者が資力に応じて股数を決めることができた。育嬰堂の設置と六文会の集捐については同治年間刊行の江西省地方志より広く確認され、沈・劉両巡撫の提唱に府州県官が応じたことが窺える。ただ六文会による集金の効率は必ずしも良くなかった。例えば瑞州府新昌県では、同治五年に知県王が六文会を設け、五股から千百股までの寄付を集めたが、収入が少ない割には運営が甚だ煩瑣であったと言われている。また広信府興安県でも、杭州六文会を参考に救溺会が設立され、咸豊九年から同治九年まで四七七名の女兒を救済したが、貧者が増大する一方で捐者は減少し、基金を食いつぶし始めている。沈葆楨や劉坤一が六文会を推奨したのは、江西では太平天国がもたらした農村の荒廃により地主層の捐助があまり期待できず、都市の商人から善拳資金を調達する以外に手段がなかったからである。江蘇省丹陽県で地方行政経費を捻出するため行舗捐が実施されたのも、同じ理由からであった。また湖南省では、長沙府

長沙県・宝慶府新化県・衡州府邵陽縣などで六文会方式による育嬰事業が見られ、長沙府益陽県でも牙行より商品価格一〇〇〇文につき二文の取引税を抽取して育嬰堂経費を補填していたが、地方志を概観する限り江西省ほどには普及しなかったようである。

このように六文会善捐は江西や湖南など商品経済が比較的未発達な地域に適応した資金調達方法であったが、沈は光緒元年两江総督に就任後、六文会による育嬰事業を江蘇省にも拡張しようとした。『江蘇省例』によると、光緒二年（一八七六）三月一五日江蘇布政使恩錫は沈の命を受けて府州県に「保嬰簡易章程」「保嬰簡捷章程」を頒布したが、その一条で沈は「経費を確保する最も簡単な方法は一文願捐に他ならない」と明言している。また光緒四年一月二〇日の巡撫への札飭で、彼は「江西育嬰六文会章程は本部堂が江西巡撫任内に刊刻発行したものである」と述べ、郷紳下宝第による江蘇での六文会実施要請を許可している。一文願捐や六文会が贖捐の如く国家の強制力を伴っていたか否かは明らかでない。また江南の地方志には沈の六文会に関する記述がほとんど見当たらず、その成果は未詳である。しかし都市住民、特に商人から幅広く抽捐する方法は舗捐と共通しており、沈の試みは丁日昌の改革とは背馳する。にもかかわらず『江蘇省例』は沈の六文会章程を収録するもの、丁の改革については全く

記載がない。鋪捐・布捐のような雑捐及び六文会の如き雑捐に類する徴収を整理しようとする主張は、それらを地方行政に利用しようとする意見と較べて劣勢であった。

光緒年間に入ると雑捐復活の兆しはますます強まる。布捐改革が成功しなかったことは既に述べたが、光緒三年上海では、布捐局委員が布捐を支払わず同業者と同盟して訴訟を起こしている棉布問屋を列挙して上海県に逮捕を要請し、知県莫により執行されている。<sup>⑭</sup>そして鋪捐改革もまた否定される運命にあった。『申報』によると、光緒三年一〇月江蘇布政使恩錫は河南・山西の大旱魃を賑済するために鋪捐徴収の再開を企図し、蘇州各業公所に人を遣わし各店舗の店主や従業員の名を調査させた。これに対し各業は協議の結果、蘇州では近年商業が衰退しており、贛金捐の他に鋪捐を付加されるとますます経営が困難になるとして難色を示した。<sup>⑮</sup>また同月蘇州府知府譚が巡防添設のため各鋪より抽捐しようとして、まず當舖の開捐を求めたが、當舖は条例にないとして支応を拒否した。<sup>⑯</sup>しかし恩は商人らの反対を無視し、城隍廟に協濟局を設置して鋪捐の徴収を実施した。<sup>⑰</sup>譚知府も各店舗より一丁を出させ、民団を組織した。<sup>⑱</sup>こうして蘇州府では丁の改革から九年後に鋪捐が復活されたのである。

蘇州府の鋪捐復活と相前後して、江蘇省各州県では育嬰堂や書

院の経費を雑捐で賄うようになった。揚州府高郵州では同治八年以降盤局が一文願捐を集めて育嬰堂に送っていた。<sup>⑲</sup>淮安府山陽県では同治年間養幼堂の経費を城内の鋪戸より日を按じて捐銭させていた。<sup>⑳</sup>徐州府睢寧県では光緒二年知県が養濟院と育嬰堂を併せた安懷堂を開設し、戸毎に提捐させるとともに市集からも鋪捐を徴収した。<sup>㉑</sup>松江府華亭県では咸豊期軍餉確保のため典当に月捐を科派し、布政使がこれを徴収していたが、光緒期には布政使より善堂に送られ、会試受験の旅費・書院経費・全節堂経費に使用されていた。<sup>㉒</sup>太倉直隸州宝山県でも同治末年より県城の紳士が典捐を徴収し公善堂経費に充てていたが、同県大場鎮では光緒元年同仁堂が保嬰事業を開始し、典捐から経費を賄っていた。光緒七年同仁堂が留嬰事業にも手を広げた時、董事らは県に毎疋一文の布捐徴収を稟請し許可されたが、後には布商の認捐（毎年錢三〇〇串）に改められた。<sup>㉓</sup>同県江湾里鎮でも光緒一七年知県馬海曙が保嬰を実施した時、各布莊より毎疋一文の布捐を抽取するよう鎮董に諭飭したが、四年で停止している。<sup>㉔</sup>この他鋪戸が日捐・月捐を善堂に醸出している例や同業組合が絲捐・茶捐などの形で善捐を支払っている例は地方志に数多く見られる。これらは名目上は自発的寄付であるが、上記の事例と同様拒否することは不可能であったと思われる。

善捐が官の命令により半強制的に徴収されるようになると、善堂の道徳性は低下し、結果的に民心の離反を招いた。たとえば『申報』同治十二年二月十九日付「論善堂新聞」は次のように述べる。「善堂が設置されたのは本来遍く貧民を救済するため

あり、董事を援助するためではない。ところが上海の善堂は年月の経過とともに弊害が叢生した。時として遊蕩の董事が前人の遺規に借り、官憲の告示を求めることがある。彼らは最初告示を頼りに富商大賈に勸捐するが、富商大賈はそれが空言であることを知っているので、全く提捐しない。そこで董事は官憲の威力を恃んで妓館や烟間に勸派する。妓館や烟間は己の営業が違法行為であることを知っているので、告示に従い提捐を承諾せざるを得ない。これでは善堂の名があつても善堂の実はない。昔日の樂善好施の善堂と今日の奉公守法の善堂とは非常に懸隔している」。上海では善捐に名を借りた董事の金集めが横行しており、富商大賈は提捐を拒むので、遊郭やアヘン窟から無理やり捐を取り立てていると論者は告発している。注目すべきは、昔日の善堂を「樂善好施」と呼び、対照的に今日の善堂を「奉公守法」と称していることである。論者の認識によると、善堂が民間の自発的慈善のみによって営まれていた時代には、貧民救済の役割を果たしていたが、法に従い（捐を抽取して）公務を遂行するようになると、董

事の墮落と商人の提捐忌避を招いたらしい。皮肉なことに国家が善堂に雑捐や善捐の徴収を認可したことで、善堂本来の貧民救済機能は却って低下したのである。

また光緒二年一月十六日付の「善堂不善」と題された記事によると「上海は他地域と較べて善堂が多く経費も潤沢であるが、董事が安逸な生活を貪り広い家に暮らしていることも天下随一である。彼らは前日広福寺前で野宿していた婦人を七日間放置し、保護しなかった。また近日守節を誓った嫠婦を援助しなかった。董事らは財政に余裕がないと訴えるが、それなら総計八〇余本の京劇を上演する費用はどうして賄えるのか。彼らは毎年暮れに衆人より米粟を提捐させ、已に対して慈善を行っているのだ」とあり、上海善堂の董事が私腹を肥やし民衆を見捨てることが厳しく批判されている。この記事もまた、善堂が捐を徴収しながら本来の業務をないがしろにしている有様を物語っている。

因みに光緒五年八月七日付「公請撥捐助賑」によると「蘇州・松江・常州・鎮江・太倉では、太平天国以後典舖から月捐を徴収して善後経費とし、その後善堂経費に充てられていたが、その資金が巨額になっていたので、同年六月上海の某人が数月分の捐款を借撥して山西助賑に充てるべしと道台に提案した。しかし諸善堂は決して実施しなかったので、蘇松太三地方の善士らが江蘇巡

撫吳元炳に請願し、漸く挙行された」とある。いざ善拳を実施するとなると、善堂の董事はたちまち及び腰になるのである。

このような善堂に対して商人らは最早捐の提供を願わなかった。そこで董事は一層捐に依存しようとし、地方衙門も容易に認可を出したので、なおさら善堂は地域社会から遊離するという悪循環に陥った。光緒五年蘇州府城の育嬰堂では経費が異常に不足し、董事らは猪捐を勸辦してこれを補填したいと申し出たので、蘇州府知府畢は、肉一斤につき錢二文、豚一匹につき九折錢八〇文の猪捐を徴収し、肉行が会館に集めて会館から育嬰堂に支給することを認め、給示曉諭した。これに対して肉行・肉舗らは再三府に出向いて猪捐の免除を願い出した。しかし畢は、猪捐が善拳を目的としていること、現在蘇州の肉価は低落しており消費者に捐を転嫁し易いことを理由に彼らの請求を却下し、今後育嬰堂の経費が充実するか新たな財源が見つければ停止するという条件付きで猪捐を開始した。<sup>②</sup>

だが肉舗は認捐を拒否し、訴訟を起こして猪捐廃止運動を続けた。そこで官は運動の首謀者を逮捕して県に拘束した。光緒七年肉舗は漸く軟化し、毎月大錢六〇千文の認捐と引き替えに和解を願い出した。ただこの時既に育嬰堂の経費は充足していたので、巡撫はこれを太湖救生局の財源に充たさせた。<sup>③</sup> 善堂が国家権力を頼

みとして半強制的に資金を集め、国家も善堂の維持を口実に雑捐を相繼いで科派したことがこれらの史料より読み取れる。

以上のように、同治末から光緒前期にかけて江蘇省では丁日昌の鋪捐改革に反するように各種の雑捐が創生された。鋪捐自体も光緒三年に蘇州府で復活した。多くの場合国家は善堂の経費補填を口実に雑捐を賦課し、善堂もまた国家権力の庇護の下で雑捐徴収機関としての役割を果たした。国家と善堂が癒着したことにより、善堂は地域社会から乖離し、財政改革によってその力を大幅に制限された書吏・衙役が担っていた地方行政を補助する役割を新たに引き受けるようになったものと考えられる。<sup>④</sup>

光緒二〇年には安徽省でも団練経費を確保するため鋪捐が実施されているように、各省督撫も財政補填のため雑捐を安易に用いるようになり、結果として清末の「苛税雑捐」状況を招来した。同治財政改革はひとまず陋規需索・規礼饋送体系の革除に成功したが、雑捐による新たな収奪を阻止することはできなかったのである。

① 同治「南昌県志」卷二、建置上、公所、育嬰局、局規  
竊。江西省育嬰善拳。於同治二年。奉前撫憲沈。捐廉倡育。設局勸辦。当經勸諭各紳。捐輸經費。及城廂内外鋪戶等。捐輸六文願費。三年為滿。

なお、同右、酌定新章二条によると、三年満期の後なおも経費が不

足するため、再度六文願費を勸捐すべしとある。

- ② 同治『鄱陽県志』卷三、建置、公署、育嬰堂。
- ③ 同治『瑞昌県志』卷二、建置、寺觀、育嬰堂。
- ④ 同治『南康府志』卷七、建置、寺觀、都昌縣育嬰堂。
- ⑤ 上海では一日一文の寄付を一願としていた。『中国善會善堂史研究』六九七頁。

- ⑥ 「塩乘」(民国『新昌県志』)卷四、宮建、公廩、育嬰堂  
至同治五年。知縣王承翼。倡設六文會。每入會一股。逐月捐錢六文。自五股以至千百不等。然所入無多。煩瑣滋甚。

- ⑦ 同治『興安県志』卷五、建置、寺觀、收郵、育嬰堂、附同善堂紀事  
于是做杭州六文會之例。而變通之。立救溺會。……自咸豐九年至同治九年六月。共救溺四百七十七名。……數年來。貧者愈多。捐者愈少。所入不敷所出矣。入愈少。勢必於老本中。抽用之。

- ⑧ 同治『長沙県志』卷九、保息、接嬰局、同治『新化県志』卷九、食貨、郵政、同治『鄱陽志』卷五、宮建、育嬰堂。なお長沙では、当初花戸の捐助に期待したものの継続が危ぶまれ、督銷局より支出するように改められた。また鄱陽でも費用が足らず、同治六年團紳による租穀捐助に改められた。湖南でも六文會方式は成果を挙げなかったようである。

- ⑨ 同治『益陽県志』卷三、宮建、公署、育嬰堂  
同治二年。知縣徐途。勸諭城堡行店。凡貨物買売。每錢一千。抽取二文入局。以助經費。

- ⑩ 「江蘇省例三編」光緒二年藩、「保嬰章程」。
- ⑪ 「江蘇省例三編」光緒四年藩、「育嬰六文會章程」。下宝第は揚州府儀徵縣の人である。同県ではまた如皋縣の例に倣い田房契稅を用いた育嬰も行ってた。『江蘇省例三編』光緒七年藩、「田房契稅帶取育嬰經費」、同治『如皋県志』卷一、建置、公廩、育嬰堂。

⑫ 「申報」光緒三年四月二十六日、「查提抗捐」

昨聞。辦理布捐局委員。以城內及大東門外某某等布号。所進之貨。既不報捐。帳約齊租界外同業。藉詞抗玩。因將各号。開列清單。移請上海界。飭提各玩戶。押令輸納。莫恩諒准此。即照單出票。仰值快協同伝提。以憑送局報捐云。

- ⑬ 「申報」光緒三年一〇月二日、「開捐籌賑」

江蘇藩憲恩方伯。於本月初。遣人赴各業公所。開查各舖店主及經手人等姓名。蓋以豫晉兩省。飢民孔急。欲開鋪捐。籌款往賑也。茲聞各業姓名。已經開呈。擬于日間。由藩憲備帖邀齊。各業在元妙觀斗姆閣議事云。……惟念蘇城目下壳買日就減色。較之前數年間。不及十成之四。若復於釐捐之外。益以鋪捐。恐覓利愈難。而生意更仄矣。

- ⑭ 「申報」光緒三年一〇月二五日、「蘇事述聞」

前報蘇州府譚太守。添設巡防一節。府憲以防務經費甚鉅。意欲捐之於各舖。乃先向當舖開捐。當舖辭以向無此例。無可開銷。不能遵論。

- ⑮ 「申報」光緒三年一〇月二七日、「籌捐續聞」。
- ⑯ 「申報」光緒三年一一月四日、「添設民團」。
- ⑰ 光緒『再統高郵州志』卷一、輿地、建置、育嬰堂。
- ⑱ 同治『山陽県志』卷二、建置、善堂。
- ⑲ 光緒『淮寧県志』卷六、建置、善堂、安懷堂、知縣龍寅綬安懷堂碑文。

- ⑳ 光緒『華亭県志』卷八、田賦下、雜稅、典稅  
咸豐年間。軍興需餉。江蘇省各典。於稅銀外。每月輸錢有差。謂之月捐。嗣後軍務告止。其捐錢或提解布政司。或由司改撥善堂等公用。今本邑典捐。係撥充舉人會試盤費及書院。全節堂經費。
- ㉑ 民国『宝山県統志』卷四、財賦、地方稅、雜捐、典捐

同治季年。邑城士紳。稟准徵収。以充公善堂經費。  
同右、卷一、救恤、救助、保嬰

大場保嬰。創辦於光緒元年。由同仁堂董理。經費僅藉典捐。七年。吳門陳儀泉・茗溪沈芝亭。募建乳房三間。披屋一間。貼費保嬰而外。增辦留嬰。稟臬抽收布捐。每疋一文。嗣改為布商認派。每年繳錢三百千文。

② 民国「江湾里志」卷一〇、救恤、救助。

③ 「申報」光緒五年八月二日、「蘇府防繳猪捐示」。

④ 「申報」光緒七年四月一四日、「肉舖捐輸」。

⑤ 善堂の地方行政の担い方は、書役と同様請負的性格の強いものであった。従って上述の上海善堂の頹廢ぶりと夫馬進が杭州善堂で見出した善卒の「徭役化」とは、それぞれメダルの両側面を象徴していると考えられる。すなわち捐収入に余裕があれば贅沢ができるが、経費が不足すると自腹を切らされるのである。

⑥ 姚錫光「吏院存牘」卷上、「懷寧臬團練開辦章程」光緒庚子（二六年）八月。

### おわりに

太平天国に対する軍事費や動乱鎮圧後の善後費を確保するために導入された藍捐には、法定的徴収である「藍金捐」の他、舖捐や布捐の如く地方衙門や善堂などによって便宜的に徴収される「雑捐」が存在した。同治中葉江蘇省の財政改革を指揮した江蘇巡撫丁日昌は、書吏・衙役による陋規需索の革除と並んで州県官

や善堂の董事による雑捐科派の禁止、特に舖捐と布捐の改革に取り組んだ。しかし雑捐は地方行政経費を直接補填したり、善堂の活動を通して地方衙門の財政負担を間接的に軽減したから、府州県官は郷紳層と協同して雑捐整理に抵抗し、丁以後の督撫や布政使も雑捐の復活や新生を促進ないし容認した。商人層の反対運動にもかかわらず、光緒以降雑捐は増大し、主として善堂経費項下に組み込まれた。以上が本稿の結論である。

江南の善堂は嘉慶・道光期には書役の需索から農民層を保護するため効力を発揮した。しかし同治・光緒期には国家権力と癒着し、商人層から雑捐を徴収して末端行政の一部を請け負う財務機関と化した。しかしこれは何も善堂の董事層が督撫や州県にすり寄って反動化したからではない。洋務派官僚による財政改革は、書役層の需索を押しえ込み省財政を確立することにひとまず成功したが、同時期の日本が断行した地租改正すなわち土地税の再掌握には到底及ばず、流通課税を制度化するという比較的容易な方法で近代化政策の財源を確保しようとした。財政改革の限界、すなわち近代的財政への移行の不徹底性こそが、結果的に善堂の財務機関化を必要ならしめたのである。